



環水大大発第 1803151 号-1
平成 30 年 3 月 15 日

各 都道府県
大気汚染防止法政令市
大気環境主管部局長 殿



環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法第 28 条第 2 項に基づく資料の提出の要求等について

今般、平成 29 年 6 月までの地方分権改革に関する提案募集に対する「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 28 条第 2 項に基づく資料の提出の要求等に関し、「都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等（28 条 2 項）については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12 法 104）に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する」とされたところです。

これを踏まえ、大気汚染防止法第 28 条第 2 項の解釈について、下記のとおり通知します。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること、並びに国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長に対し別添のとおり都道府県の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）所管部署への周知を依頼していることを申し添えます。

記

大気汚染防止法第 28 条第 2 項は、都道府県知事が、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は粉じんによる大気の汚染の防止に関し意見を述べることを規定したものである。

大気汚染防止法では、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者は、当該解体等工事が特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）に該当するか否かについて調査を行わなければならないとされており（第 18 条の 17 第 1 項）、特定工事の発注者等には都道府県知事等への届出義務が（第 18 条の 15）、特定工事の施工者には作業基準の遵守義務が

課されている（第 18 条の 14、第 18 条の 18）。

一方、建設リサイクル法第 10 条第 1 項では、特定建設資材（※）を用いた建築物等に係る解体工事であって、その規模が政令で定める基準以上のものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、解体する建築物等の構造等を都道府県知事に届け出なければならないとされている。さらに、建設リサイクル法第 11 条では、国の機関又は地方公共団体が第 10 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならないとしている。

※ コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート
建設リサイクル法に基づくこれらの届出又は通知には、吹付け石綿その他の特定建築資材に付着したものの有無や、解体する建築物等の構造等の情報が含まれている場合があり、これらの情報は、都道府県知事が大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業等の規制を円滑に実施するために必要となる場合が想定される。

したがって、都道府県知事等が、大気汚染防止法の目的を達成するため必要があると認めるときは、同法第 28 条第 2 項に定める「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」として、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、建設リサイクル法第 10 条第 1 項の規定に基づく届出又は同法第 11 条の規定に基づく通知の情報の提供を求め、当該情報を活用することにより、法の確実な施行を図られたい。

なお、建設リサイクル法に基づく届出情報の共有については、これまでも、「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について」（平成 24 年 12 月 5 日付け環水大大発第 121205301 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告について」（平成 28 年 5 月 23 日付け環水大大発第 1605231 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）及び「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）において、関係する建築部局と連携を密に図り、情報共有を促進することを求めるとともに、自治体等における事例を示したところであり、これらも併せて参考とされたい。

(問合せ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp

別添

環水大大発第 1803151 号-2

平成 30 年 3 月 15 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法第 28 条第 2 項に基づく資料の提供の要求等への協力について

今般、平成 29 年 6 月までの地方分権改革に関する提案募集に対する「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 28 条第 2 項に基づく資料の提出の要求等に関し、「都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等（28 条 2 項）については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12 法 104）に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する」とされたところです。

これを踏まえ、大気汚染防止法第 28 条第 2 項の解釈について、別添のとおり都道府県及び大気汚染防止法政令市の大気環境主管部長宛てに通知したところであり、都道府県の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の所管部署に対しても、当該通知及び大気汚染防止法第 28 条第 2 項に基づく資料の提供の要求等への協力についてご周知いただくようお願いいたします。

(問合せ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp

環水大大発第 1803151 号-3
平成 30 年 3 月 15 日

環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長 殿

水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法第 28 条第 2 項に基づく資料の提供の要求等への協力について

今般、平成 29 年 6 月までの地方分権改革に関する提案募集に対する「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 28 条第 2 項に基づく資料の提供の要求等に関し、「都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等（28 条 2 項）については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12 法 104）に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する」とされたところです。

これを踏まえ、大気汚染防止法第 28 条第 2 項の解釈について、別添のとおり都道府県及び大気汚染防止法政令市の大気環境主管部局長宛てに通知したところであり、都道府県の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の所管部署に対しても、当該通知及び大気汚染防止法第 28 条第 2 項に基づく資料の提供の要求等への協力についてご周知いただくようお願いします。

(問合せ先)

水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp